

## 第167回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 当社の新株予約権等に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制  
およびその運用状況の概要
- ・ 会社の支配に関する基本方針
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社大阪ソーダ

上記の事項につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.osaka-soda.co.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

## 当社の新株予約権等に関する事項

### その他新株予約権等に関する重要な事項（2022年3月31日現在）

#### 新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	2017年9月4日
新株予約権の数	8,733個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,648,932株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権付社債の残高	8,733百万円

## 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

内部統制システム構築の基本方針の当社取締役会決議およびその運用状況の概要は、次のとおりです。

### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、コンプライアンス・プログラムを制定し、具体的な行動規範として、行動指針および行動基準を制定し、当社および当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の全役職員に対し周知徹底を図っている。
- (2) コンプライアンス体制の整備および維持を図るために社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、さらに、専門委員会として情報管理委員会、貿易委員会、公正取引管理委員会を設置し、専門的な法律問題に対応する体制を確立している。また、コンプライアンス体制の一層の充実を図るため、コンプライアンス委員会および専門委員会には弁護士を社外委員として招聘し、法的意見を適宜求める体制となっている。
- (3) 取締役は、当社グループにおける企業倫理の遵守を率先して行う。
- (4) 内部監査部門として執行部門から独立した社長直轄の内部監査室を置き、業務監査規定に基づき、業務監査および監査報告を行う。
- (5) 法令違反その他コンプライアンス違反については、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益な取扱いを行わない旨等を規定する内部通報規定に基づき、コンプライアンス委員会の相談窓口および社外の弁護士を通報窓口とする内部通報シス

テムの運用により対応する体制となっている。

- (6) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを拒絶する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会規則、文書管理規定等に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書を、適切に保存および管理している。

## 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、環境保全、保安防災、労働安全および化学品安全に配慮し、危機管理基本規定を定め、危機対応規定およびRC委員会規定により危機管理体制を構築している。
- (2) 当社は、主要なリスクとして、災害リスク、生産・製造リスク、情報管理リスク、情報システムに関するリスクおよび財務に関するリスクを認識する。
- (3) 災害リスクに対しては、危機管理基本規定および危機対応規定に基づき対策本部を設置し、迅速な対応を行う。生産・製造リスクに対しては、RC委員会、生産技術本部および品質保証委員会がそれぞれ対応する。情報管理リスクに対しては、情報管理委員会が対応し、情報管理基本規定に基づいて、企業情報と個人情報適切な取扱いとその監視を行う。情報システムに関するリスクに対しては、情報システム部が関係所轄部署と共同して対応する。財務に関するリスクに対しては、経理規定、業務分掌、職務権限規定等に基づいて、内部牽制、相互チェックを行う。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行の迅速化と責任の明確化を図るため執行役員制度を導入し、取締役会が決定した経営戦略および意思決定に基づき、執行役員に委任した業務領域において、取締役会および取締役の監督のもと、迅速な業務執行を行わせる。
- (2) 取締役の職務の執行は、取締役会規則、業務分掌、職務権限規定、稟議規定等において、各取締役の権限および執行手続の詳細が規定されており、各取締役はこれらの規定に基づき職務を執行する。
- (3) 取締役会は原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催され、機動的な運用が図られている。
- (4) 取締役の職務執行上、重要な事項については、代表取締役への諮問機関として取締役を中心に構成される経営会議に付議され、代表取締役の意思決定が的確に理解、実行される。
- (5) 中期経営計画および各年度予算が策定され、当社グループ全体および各社の目標を明確にするとともに、進捗状況を定期的に確認することにより、取締役の職務執行の効率性を確保する。

## 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社経営管理基本方針を定め、子会社管理規定および子会社管理基準に従い子会社経営の管理を行う。
- (2) 当社は、業務監査規定に基づき当社グループ各社に対する監査を行い、当社グループの業務の適正を確保するための体制を構築する。
- (3) 当社は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
- (4) 当社は、当社グループ内の意思疎通を図り、協調、協力を促進するため、必要に応じて当社グループ各社役員と連絡会議を開催する。
- (5) 取締役は、当社グループにおいて、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実を発見した場合には、取締役会、監査役およびコンプライアンス委員会に報告するものとし、当社グループにおける業務の適正を確保する。
- (6) 当社は、子会社管理規定に基づき、当社グループ各社から定期的な業務報告を受けるとともに、必要時に都度、報告を受ける。また、業務監査規定に基づき、当社グループのリスク管理の状況について監査を行う。

## 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役の要請があった場合には、監査役と協議の上、独立性を有する使用人を配置する。当該使用人は他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

## 7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役および使用人は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な違反事実について監査役に報告する。
- (2) 当社グループの使用人は、内部通報システムを利用し、コンプライアンス委員会等を通じて監査役へ報告することができ、監査役は、必要に応じて使用人に対し報告を求めることができる。
- (3) 監査役は、監査役会規則に基づき、必要に応じて、取締役に対し報告を求めることができる。
- (4) 監査役は、取締役の職務執行状況の把握および監視を行うため、取締役会ほか重要な会議に出席することができ、当社グループ各社に対し定期的に報告を求めることができる。
- (5) 監査役は、監査の実効性を確保するため、内部監査室および会計監査人と緊密に連携を

とり、監査成果の達成を図る。

- (6) 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの全役職員に周知徹底する。
- (7) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求をしたときは、当該請求にかかる費用が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、当該費用を負担する。

## 8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社では、コンプライアンス委員会および専門委員会（情報管理委員会、貿易委員会、公正取引管理委員会）を年2回開催し、当社グループにおけるコンプライアンスについて調査、監督を行っている。  
また、当社は、当社グループの役員・使用人に対するコンプライアンス教育を適宜実施している。  
内部監査室は、当社およびグループ各社に対する内部監査を実施し、業務監査結果については代表取締役および監査役会に、財務報告に係る内部統制監査の結果については経営会議および取締役会に、それぞれ年1回報告をしている。
- (2) 当社では、RC委員会を年2回、品質保証委員会を年1回それぞれ開催し、当社グループにおける環境保全、保安防災、労働安全および生産・製造リスクについて、情報収集、分析および評価を行っている。
- (3) 当事業年度において取締役会を13回開催し、法令、定款および取締役会規則に定められた経営上重要な事項の決定および業務執行の監督を行った。また、経営会議を適宜開催し、職務執行上、重要な事項についての代表取締役の意思決定の理解、浸透を図っている。
- (4) 当社グループ各社は、内部監査室による内部監査を受けるほか、月1回取締役会および監査役にその業務状況の報告を行っている。
- (5) 当事業年度において監査役会を12回開催し、監査方針等の監査役の職務に関する決定を行うとともに、監査役相互間の情報共有を図っている。  
また、監査役は、取締役会ほか重要な会議への出席ならびに経営上重要な事項について当社グループの取締役・使用人からの報告および調査等を行い、取締役の職務執行の状況を把握、監査している。  
さらに、内部監査室および会計監査人と定期的に情報交換する等、緊密に連携をとり、監査の実効性確保を図っている。

## 会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的とする者である必要があると考えております。

従って、当社は、当社株式について大規模買付行為が行われる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当社株式を売却されるかは、最終的には当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきであると考えています。そして、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受けた上、十分検討されることが必要と考えます。

しかしながら、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に対しては、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることが必要であると考えます。

### 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたる事業展開を行い、企業価値の安定的かつ継続的な維持・向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進などの施策を推進しております。

#### (1) 企業価値向上への取組み

当社グループは、「レジリエントな事業基盤の構築」、「マーケットイン型開発の推進」、「SDGsへの取組み」および「企業文化・組織風土の改革」を基本方針とする中期経営計画「EMPOWER THE NEXT-22」を策定しております。「サステナブルな社会の実現」、「グローバル競争力の追求」、「社員とともに成長する企業」の3つにフォーカスした経営を推進し、一層の企業価値の向上と競争力の強化を図ってまいります。

## (2) コーポレート・ガバナンスの充実への取組み

### ① 基本的な考え方

当社グループは、「独創的な技術と製品により 安心で豊かな社会の実現に貢献します」というグループ企業理念のもと、経営の透明性・公平性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを基本方針としています。

### ② コーポレート・ガバナンス体制

現在の当社取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成しており、原則として毎月1回開催し、取締役会規則に従い重要事項を付議するとともに、業績の進捗について議論し、対策等を検討しています。なお、取締役の任期を1年とするとともに、執行役員制度を導入し、取締役会を経営の意思決定機能および執行監督機能に、執行役員を業務執行機能に分離し、効率的な企業経営と責任の明確化を図っています。取締役の職務執行上重要な事項については、代表取締役の諮問機関として取締役を中心に構成される経営会議に付議され、代表取締役の意思決定が的確に理解、実行される体制となっています。監査役は3名（うち社外監査役2名）であり、取締役会に出席するとともに社内の重要な会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっています。また、内部監査は、内部監査室（2名）が担当しており、業務全般にわたる監査を実施しています。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより当社株主共同の利益を確保・向上させるため、2008年6月27日開催の当社第153回定時株主総会において「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、2011年6月29日開催の当社第156回定時株主総会、2014年6月27日開催の当社第159回定時株主総会および2017年6月29日開催の当社第162回定時株主総会の決議により、それぞれ所要の変更を行った上で継続し（以下、変更後の対応策を「現プラン」といいます。）、直近では、2020年6月26日開催の当社第165回定時株主総会において、当社株主総会の決議に基づいて具体的対抗措置の発動ができる場合を定める等、現プランを一部変更の上、継続しております（以下、新たに継続した対応方針を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランは、大規模買付行為が一定のルールに基づき行われるべきことを定めております。

このルールが遵守されない場合、あるいは、遵守された場合でも大規模買付行為がいわゆる東京高裁四類型もしくは強圧的二段階買付（以下、「濫用的買収」といいます。）に該当する場合は、当社取締役会は具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外取締役、社外監査役等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。また、大規模買付行為が上記の濫用的買収に該当しない場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当すると当社取締役会が判断する場合には、実務上可能な限り最短の期間で、速やかに株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する議案を当社株主総会に上程するものとします。

本プランの有効期間は、2020年6月26日開催の当社第165回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2023年6月開催予定の当社第168回定時株主総会）終結の時までとします。なお、本プランの有効期間中であっても、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の見地から、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止される場合があります。

#### 4. 上記各取組みに対する取締役会の判断およびその理由

##### (1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の各施策は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより当社の企業価値および株主共同の利益を図るための具体的方策として策定されたものです。従って、当社施策は基本方針に沿うものであり、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、次の諸点により、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### ① 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2015年6月1日に公表(2021年6月11日に改訂版公表)した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」およびその他買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致しております。

##### ② 企業価値および株主共同の利益の向上を目的としていること

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを的確に判断するために必要な時間や情報、当社取締役会による意見や代替案の提示を受ける機会を保障すること等を可能とするものです。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となります。

で、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を目的とするものです。

③ 株主意思を反映するものであること

本プランの採用は、2020年6月26日開催の当社第165回定時株主総会における当社株主のみなさまのご承認により継続したものであり、また、有効期間満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしておりますので、株主のみなさまの意思が反映される仕組みとなっております。

さらに、当社取締役会は、具体的対抗措置発動の是非について、一定の場合に、当社株主総会において株主のみなさまの意思を確認することとしています。

④ 取締役会判断の客観性・合理性が確保されていること

本プランにおいては、具体的対抗措置発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、取締役の恣意的判断を排除し、当社取締役会判断の客観性および合理性を担保する措置が確保されています。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によっても廃止することができるかとされており、従って、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（株主総会で取締役会の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、大規模買付者にとって具体的対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.osaka-soda.co.jp/>）をご参照ください。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	15,870	14,388	46,387	△7,669	68,977
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1	1			2
剰 余 金 の 配 当			△1,574		△1,574
親会社株主に帰属 する当期純利益			9,442		9,442
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		1		12	14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	1	2	7,867	11	7,882
当 期 末 残 高	15,871	14,391	54,255	△7,658	76,859

項 目	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	8,292	48	△13	△80	8,247	7	77,232
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							2
剰 余 金 の 配 当							△1,574
親会社株主に帰属 する当期純利益							9,442
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,458	15	226	△17	△1,234	16	△1,218
当 期 変 動 額 合 計	△1,458	15	226	△17	△1,234	16	6,663
当 期 末 残 高	6,833	64	212	△97	7,012	23	83,896

# 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

ダイソーケミカル株式会社、ダイソーエンジニアリング株式会社、サンヨーファイン株式会社、株式会社ジェイ・エム・アール、D S ロジスティクス株式会社、サンヨーファイン医理化テクノロジー株式会社、ダイソーインシュアランス株式会社、三耀精細化工品銷售（北京）有限公司、DAISO Fine Chem USA,Inc.、DAISO Fine Chem GmbH、大曹化工貿易（上海）有限公司、台灣大曹化工股份有限公司、DAISO CHEMICAL（THAILAND）CO.,LTD.、DestinHaus Capital Fund 1 LP

連結の範囲の変更

当社は2021年7月1日付で子会社である岡山化成株式会社から事業を承継する吸収合併を行いました。これにより、当連結会計年度の連結の範囲から岡山化成株式会社を除外しております。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

D S ウェルフーズ株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 2社

持分法適用関連会社の名称 日東化工株式会社、株式会社 I N B プランニング

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

D S ウェルフーズ株式会社、ほか1社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、三耀精細化工品銷售（北京）有限公司、DAISO Fine Chem USA,Inc.、DAISO Fine Chem GmbH、大曹化工貿易（上海）有限公司、台灣大曹化工股份有限公司、DAISO CHEMICAL（THAILAND）CO.,LTD.、DestinHaus Capital Fund 1 LP の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの

期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ 棚卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については主として下記のとおりとなっております。

建物 : 3～50年

機械装置 : 4～20年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度において一括償却しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替相場の変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、振当処理の要件を満たすと判断される為替予約取引については、省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんについては、20年以内で均等償却しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

① 製品及び商品の販売に係る収益

製品及び商品の販売に係る収益には、基礎化学品、機能化学品、住宅設備ほかセグメントの販売が含まれ、同一国内における販売は、製品の出荷又は引渡時点において顧客に当該製品に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。輸出版売は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。また、顧客への製品及び商品における当社の役割が仲介業者等の代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純

額で認識しております。

② 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には、主に住宅設備ほかセグメントの建築工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率については、工事原価の発生状況と直接関係があるため、予測される総工事原価に対する発生した工事原価の比率を使用しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

### (会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、工事契約については、従来は進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたって収益を認識するよう変更しております。代理人取引に係る収益については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。輸出版売については、従来は主に船積み時に収益を認識していましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高が237億4千1百万円減少し、売上原価は236億8百万円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ1億3千3百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項などの注記を行っております。

## (会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

### 1. 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）450百万円  
（繰延税金負債と相殺前の金額は2,125百万円です。）

### 2. 会計上の見積りの内容に関する情報

#### (1) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

#### (2) 主要な仮定

当社の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は想定為替レート、ナフサ価格、製品の販売数量、製品の販売価格です。このような仮定を置いて、将来の課税所得を検討し、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって会計上の見積りを実施しております。

#### (3) 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売数量及び販売価格は、見積りの不確実性が高く、販売数量及び販売価格が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。従って、製品の販売数量及び販売価格が大幅に減少した場合には、将来の課税所得の見積額が減少することにより、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

## (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、当連結会計年度と同程度の影響が継続すると考えております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 67,987百万円

2. 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額  
機械装置 1,580百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数  
普通株式 26,732,017株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	758百万円	32.50円	2021年3月31日	2021年6月11日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	816百万円	35.00円	2021年9月30日	2021年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,049百万円	45.00円	2022年3月31日	2022年6月13日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、投資計画に照らして、主に銀行借入や社債発行に必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、実需にともなう取引に限定して実施することとしており、売買益を目的とした投機的な取引は一切行わない方針であります。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程による与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に上場株式であり、定期的に時価等を把握しております。

支払手形及び買掛金の一部には、原材料等の輸入にともなう外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金及び新株予約権付社債の使途は運転資金と設備投資資金であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	500	510	10
その他有価証券	39,555	39,556	0
関連会社株式	919	529	△389
資産計	40,974	40,595	△378
新株予約権付社債	8,733	8,811	78
負債計	8,733	8,811	78
デリバティブ取引 (※)			
ヘッジ会計が適用されているもの	92	92	—

(注1)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金は注記を省略しており、その他については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額889百万円）は、「その他有価証券」に含めておりません。

(注3) 非連結子会社及び非上場の関連会社株式（連結貸借対照表計上額312百万円）は、「その他有価証券」に含めておりません。

(注4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	－	－	－	－
その他有価証券	19,056	－	－	19,056
資産計	19,056	－	－	19,056
デリバティブ取引（※）	－	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	92	－	92

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	－	－	－	－
コマーシャルペーパー	－	20,500	－	20,500
満期保有目的の債券	－	510	－	510
関連会社株式	529	－	－	529
資産計	529	21,010	－	21,539
新株予約権付社債	－	8,811	－	8,811
負債計	－	8,811	－	8,811

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

有価証券及び投資有価証券

上場株式、社債及びコマーシャルペーパーは相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及びコマーシャルペーパーは、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

負債

新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価は、取引所の価格によっておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別の分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	基礎化学品	機能化学品	住宅設備ほか	合計
日本	29,932	21,109	5,234	56,275
アジア	5,038	17,431	27	22,498
欧州	761	5,090	—	5,851
その他の地域	1,210	2,248	—	3,458
顧客との契約から生じる収益	36,942	45,879	5,261	88,084
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	36,942	45,879	5,261	88,084

(注) 顧客の所在地を基礎とし、セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項（会計方針の変更）（収益認識に関する会計基準等の適用）」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

### 4. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益に金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

## (企業結合等に関する注記)

### 1. 共通支配下の取引等

#### 吸収分割

当社は2021年7月1日を効力発生日として、当社の建材及び生活関連商品に係る事業（以下、本事業）を会社分割の方法により、100%子会社であるダイソーケミカル株式会社（以下、ダイソーケミカル）が承継すること（以下、本会社分割）に関する分割契約書の締結を決議しました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 分割当事企業の名称及び事業の内容

分割当事企業の名称	株式会社大阪ソーダ
事業の内容	化学製品の製造、販売

##### (2) 会社分割日

2021年7月1日

##### (3) 会社分割の法的形式

当社を分割会社とし、ダイソーケミカルを承継会社とする吸収分割となります。

##### (4) 会社分割後の名称

ダイソーケミカル

##### (5) その他取引の概要に関する事項

本会社分割により、当社の建材及び生活関連商品に係る事業はダイソーケミカルに移管しております。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 企業結合

当社は2021年7月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である岡山化成株式会社（以下、岡山化成）を吸収合併することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社大阪ソーダ
事業の内容	化学製品の製造、販売

##### (2) 企業結合日

2021年7月1日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、岡山化成は解散いたしました。

##### (4) 企業結合後の名称

株式会社大阪ソーダ

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併により、岡山化成は当社岡山工場となり、水島工場とともに経営資源の一体化を図るとともに、工場一体運営による事業管理及び生産効率化を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,594円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 404円73銭   |

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	15,870	14,381	7	14,388	1,202	560	5,114	31,391	38,268	△7,669	60,858
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	1	1		1							2
剰 余 金 の 配 当								△1,574	△1,574		△1,574
企業結合による増加又は分割型の会社分割による減少								△3,521	△3,521		△3,521
固定資産圧縮積立金の取崩し						△12		12	-		-
当 期 純 利 益								8,790	8,790		8,790
自己株式の取得										△1	△1
自己株式の処分			1	1						12	14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	1	1	1	2	-	△12	-	3,706	3,694	11	3,708
当 期 末 残 高	15,871	14,382	8	14,391	1,202	547	5,114	35,098	41,962	△7,658	64,567

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高				69,033
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				2
剰 余 金 の 配 当				△1,574
企業結合による増加又は分割型の会社分割による減少				△3,521
固定資産圧縮積立金の取崩し				-
当 期 純 利 益				8,790
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,213	△74	△2,287	△2,287
当 期 変 動 額 合 計	△2,213	△74	△2,287	1,421
当 期 末 残 高	5,914	△27	5,887	70,454

# 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準および評価方法

### (1) 有価証券

満期保有目的の債券・償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### (2) デリバティブ

時価法

### (3) 棚卸資産

製品・仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品・原材料・貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については主として下記のとおりとなっております。

建物：3～50年

機械及び装置：4～20年

### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

製品及び商品の販売に係る収益

製品及び商品の販売に係る収益には、基礎化学品、機能化学品セグメントの販売が含まれ、同一国内における販売は、製品の出荷又は引渡時点において顧客に当該製品に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。輸出版売は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。また、顧客への製品及び商品における当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度において一括償却しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

#### ③ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替相場の変動リスクをヘッジしております。

#### ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、振当処理の要件を満たすと判断される為替予約取引については、省略しております。

### (2) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、代理人取引に係る収益については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。輸出版売については、従来は主に船積み時に収益を認識していましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時に収益を認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高が48億3千5百万円減少し、売上原価は47億2百万円減少し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ1億3千3百万円減少しております。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。）

等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

**(会計上の見積りに関する注記)**

繰延税金資産の回収可能性

**1. 当年度の計算書類に計上した金額**

繰延税金資産（純額）－百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は1,478百万円です。）

**2. 会計上の見積りの内容に関する情報**

連結計算書類の「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**(追加情報)**

連結計算書類の「連結注記表 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

<b>1. 有形固定資産減価償却累計額</b>		64,868百万円
<b>2. 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額</b>		
機械及び装置		1,580百万円
<b>3. 保証債務</b>	仕入債務に対する保証債務 ダイソーケミカル株式会社	2,248百万円
<b>4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務</b>		
	関係会社に対する短期金銭債権	6,310百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	3,096百万円

**(損益計算書に関する注記)**

<b>関係会社との取引高</b>	関係会社に対する売上高	10,761百万円
	関係会社からの仕入高	7,639百万円
	関係会社との営業取引以外の取引高	366百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

<b>当事業年度の末日における自己株式の種類および総数に関する事項</b>		
	普通株式	3,399,626株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	705百万円
賞与引当金	219百万円
未払事業税	138百万円
棚卸資産評価損	111百万円
減価償却の償却限度超過額	96百万円
長期未払金	82百万円
その他	393百万円
繰延税金資産小計	1,746百万円
評価性引当額	△268百万円
繰延税金資産合計	1,478百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,608百万円
固定資産圧縮積立金	△246百万円
その他	△328百万円
繰延税金負債合計	△3,182百万円
繰延税金負債の純額	△1,704百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	事業 年度末 残高
子会社	ダイソーケミカル株式会社	大阪市 西 区	310	化学製品の 販売ほか	(所有) 直接 100%	当社製品の販 売ならびに資 材購入	仕入債務に 対する保証	2,248	—	—
							当社製品の 販売 (注)1.	7,734	売掛金	1,102
							当社保有 有価証券 の売却 (注)3.	2,123	—	—
							代理決済	(注)2.	立替金	3,924
							会社分割に よる承継 (注)4. 分割承継資 産	3,521	—	—
子会社	DAISO Fine Chem USA, Inc.	アメリカ カリフォル ニア州	0	医薬品精製材 料の製造・ 販売	(所有) 直接98% 間接2%	当社製品の販売	増資の引受 (注)5.	1,557	—	—
子会社	サンヨーファイ ン株式会社	大阪市 西 区	50	医薬品原薬・ 中間体の製 造・販売	(所有) 直接 100%	役員の兼任等	余剰資金の 預り	(注)2	流動負債 その他	1,823

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、事業年度末残高には消費税等が含まれております。

(取引条件ないし取引条件の決定方針等)

- (注) 1. ダイソーケミカル株式会社への製品販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 当社において、子会社の資金管理業務を集中化しており、日々資金移動および代理決済処理を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。
3. ダイソーケミカル株式会社への有価証券の売却については、市場価格等を勘案し、決定しております。
4. 当該会社分割は共通支配下の取引であり、上記の資産については適正な帳簿価格により承継しております。
5. 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 3,019円59銭
- 1株当たり当期純利益 376円79銭

**(収益認識に関する注記)**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。